

<p style="text-align: center;">(新)</p> <p style="text-align: center;">高知県サービス付き高齢者向け住宅事業の登録基準に係る 取扱要領</p>	<p style="text-align: center;">(旧)</p> <p style="text-align: center;">高知県サービス付き高齢者向け住宅事業の登録基準に係る 取扱要領</p>
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(規模の基準)</p> <p>第3条 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号。以下「規則」という。)第8条の括弧書きに定める、居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有するとみなす基準は次のとおりとする。</p> <p>1 居間、食堂、台所その他の居住の用に供する共同利用部分の面積の合計が、各専用部分の床面積と25㎡の差の合計を上回ること。</p> <p>2 前号の共同利用部分とは、共用の居間部分、共用の食堂部分、及び共用の加齢対応構造等の便所部分、並びに各住戸に台所、収納設備又は浴室を設置していない場合の各設備を共同利用として集約した部分等とする。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>附則 この要綱は、平成23年12月22日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成28年1月26日から施行する。</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(規模の基準)</p> <p>第3条 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号。以下「規則」という。)第8条の括弧書きに定める、居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有するとみなす基準は次のとおりとする。</p> <p>1 居間、食堂、台所その他の居住の用に供する共同利用部分の面積の合計が、各専用部分の床面積と25㎡の差の合計を上回ること。</p> <p>2 前号の共同利用部分とは、共用の居間部分、共用の食堂部分、及び各住戸に台所、収納設備又は浴室を設置していない場合の各設備を共同利用として集約した部分とする。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>附則 この要綱は、平成23年12月22日から施行する。</p>